における当該措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。）

イ　生産性要件に該当しない事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の⑴から⑸までに定める額

⑴　一時間以上二時間未満　三万四千円（中小企業事業主にあつては、四万五千円）

⑵　二時間以上三時間未満　六万八千円（中小企業事業主にあつては、九万円）

⑶　三時間以上四時間未満　十万千円（中小企業事業主にあつては、十三万五千円）

⑷　四時間以上五時間未満　十三万五千円（中小企業事業主にあつては、十八万円）

⑸　五時間以上　十六万九千円（中小企業事業主にあつては、二十二万五千円）

ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の⑴から⑸までに定める額

⑴　一時間以上二時間未満　四万三千円（中小企業事業主にあつては、五万七千円）

⑵　二時間以上三時間未満　八万六千円（中小企業事業主にあつては、十一万四千円）

⑶　三時間以上四時間未満　十二万八千円（中小企業事業主にあつては、十七万円）

⑷　四時間以上五時間未満　十七万円（中小企業事業主にあつては、二十二万七千円）

における当該措置の対象となる労働者の数が十五人を超える場合は、当該事業所につき十五人までの支給に限る。）

イ　生産性要件に該当しない事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の⑴から⑸までに定める額

⑴　一時間以上二時間未満　二万八千五百円（中小企業事業主にあつては、三万八千円）

⑵　二時間以上三時間未満　五万七千円（中小企業事業主にあつては、七万六千円）

⑶　三時間以上四時間未満　八万五千五百円（中小企業事業主にあつては、十一万四千円）

⑷　四時間以上五時間未満　十一万四千円（中小企業事業主にあつては、十五万二千円）

⑸　五時間以上　十四万二千五百円（中小企業事業主にあつては、十九万円）

ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の⑴から⑸までに定める額

⑴　一時間以上二時間未満　三万六千円（中小企業事業主にあつては、四万八千円）

⑵　二時間以上三時間未満　七万二千円（中小企業事業主にあつては、九万六千円）

⑶　三時間以上四時間未満　十万八千円（中小企業事業主にあつては、十四万四千円）

⑷　四時間以上五時間未満　十四万四千円（中小企業事業主にあつては、十九万二千円）